

各 位

不動産投信発行者名  
東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号  
イーアセット投資法人  
代表者名  
執行役員 深 田 武 寛  
(コード番号 8974)  
問合せ先  
株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ  
取締役企画管理部長 田 中 政 行  
TEL.03-3502-4827

### 新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

イーアセット投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 17 年 8 月 8 日開催の本投資法人役員会において本投資法人の投資証券（以下「本投資証券」といいます。）を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場に上場するにあたって実施する本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 発行新投資口数 58,300口
- (2) 発行価額 未定  
平成 17 年 8 月 29 日（月）（以下「発行価格決定日」という。）に開催される役員会において決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、新光証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社を共同主幹事会社とする引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、新光証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社以外の引受人は、大和証券エスエムビーシー株式会社、リーマン・ブラザーズ証券会社東京支店、UFJ つばさ証券株式会社、みずほ証券株式会社及び東洋証券株式会社（以下、新光証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社と併せて「引受人」という。）とする。
- なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 4 条に規定するブック・ビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により、発行価格決定日に決定する。
- (4) 引受契約の内容 引受人は、下記(8)に記載の払込期日に引受価額（発行価額）の総額を本投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額（発行価額）の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に対して引受手数料は支払わない。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (5) 需要の申告期間 平成17年8月19日(金)から平成17年8月26日(金)まで  
(ブック・ビルディング期間)
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 平成17年8月30日(火)から平成17年9月2日(金)まで
- (8) 払込期日 平成17年9月6日(火)
- (9) 受渡期日 平成17年9月7日(水)
- (10) 金銭の分配の起算日 平成17年5月2日(本投資法人の成立日)
- (11) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催される役員会において決定する。
- (12) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出人及び売出投資口数 新光証券株式会社 5,000口  
売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、新光証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合がある。
- (2) 売 出 価 格 未定  
(売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、新光証券株式会社が5,000口を上限として借入れる本投資証券の売出しを行う。
- (4) 申 込 単 位 1口以上1口単位
- (5) 申 込 期 間 平成17年8月30日(火)から平成17年9月2日(金)まで
- (6) 受 渡 期 日 平成17年9月7日(水)
- (7) 金銭の分配の起算日 平成17年5月2日(本投資法人の成立日)
- (8) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催される役員会において決定する。
- (9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行（下記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 発行新投資口数 5,000口
- (2) 発行価額 未定（発行価額は一般募集による発行価額と同一とする。）
- (3) 割当先及び投資口数 新光証券株式会社 5,000口
- (4) 申 込 単 位 1口以上1口単位

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

- (5) 申 込 期 間 平成 17 年 10 月 4 日 (火)
- (6) 払 込 期 日 平成 17 年 10 月 4 日 (火)
- (7) 金銭の分配の起算日 平成 17 年 5 月 2 日 (本投資法人の成立日)
- (8) 上記(5)に記載の申込期間までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。
- (9) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (10) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。

#### <ご参考>

##### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

- ① オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、新光証券株式会社が一般募集の指定先であるアセット・マネジャーズ株式会社及びイーバンク銀行株式会社からそれぞれ 2,500 口を上限として借入れる本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の売出しです。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、本投資法人は、新光証券株式会社が借入投資証券の返却に必要な本投資証券を取得させる目的で、平成 17 年 8 月 8 日 (月) 開催の役員会において新光証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 5,000 口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成 17 年 10 月 4 日 (火) を払込期日として行うことを決議しています。

また、新光証券株式会社は、平成 17 年 9 月 7 日 (水) から平成 17 年 9 月 30 日 (金) までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資証券の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資証券は、借入投資証券の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数からシンジケートカバー取引によって取得し借入投資証券の返却に充当する口数を減じた口数について、新光証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じる予定です。そのため、本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

- ② 上記①に記載の取引に関しては、新光証券株式会社は、メリルリンチ日本証券株式会社と協議の上、これらを行います。

##### 2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数	200 口
一般募集による増加投資口数	58,300 口
一般募集後の発行済投資口総数	58,500 口
第三者割当による増加投資口数(予定)	5,000 口(注)
第三者割当後の発行済投資口総数(予定)	63,500 口(注)

(注) 上記「3. 第三者割当による新投資口発行」の発行新投資口数の全口数に対し新光証券株式会社から申込みがあり、投資口の発行がなされた場合の数字です。

##### 3. 今回の調達資金の使途

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

一般募集及び本件第三者割当による新投資口発行による手取金については、本投資法人による特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。)の取得資金等に充当します。

#### 4. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。

#### 5. その他

##### (1) 販売先の指定

引受人は、本書の日付現在、本投資法人の指定に基づき、本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているアセット・リアルティ・マネジャーズ株式会社の株式を保有するアセット・マネジャーズ株式会社及びイーバンク銀行株式会社に対し、一般募集により本投資証券をそれぞれ2,500口販売する予定です。

##### (2) 売却・追加発行等の制限

- ① アセット・マネジャーズ株式会社及びイーバンク銀行株式会社は、一般募集により本投資証券をそれぞれ2,500口取得する予定です。アセット・マネジャーズ株式会社及びイーバンク銀行株式会社はそれぞれ、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、平成17年7月27日から平成18年9月7日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾なしに、本投資証券の売却、担保提供、貸付け等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸付けを除きます。)を行わない旨を合意しています。
- ② 本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、平成17年7月27日から平成17年12月7日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾なしに、投資口の追加発行等(ただし、投資口の分割、一般募集及び本件第三者割当による追加発行を除きます。)を行わない旨を合意しています。
- ③ 上記①及び②のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。
- ④ アセット・マネジャーズ株式会社は、本投資法人の設立(平成17年5月2日)に当たり、本投資証券を200口取得し、本書の日付現在まで所有する投資主であり、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に基づき、本投資法人との間で継続保有に関する確約を行っています。したがって、平成17年5月2日から1年間を経過する日までの間、原則として本書の日付現在における所有投資口の全部又は一部を第三者に譲渡しないこととなっています。

以上

\*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。